



鳥取県公報

平成 26 年 10 月 21 日(火)
第 8 6 4 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	保安林の指定の解除 (741) (森林づくり推進課) 2
	保安林の指定予定 (5 件) (742~746) (〃) 2
	開発行為に関する工事の完了 (747) (西部総合事務所生活環境局) 5
	指定居宅サービス事業者の指定 (748) (東部福祉保健事務所) 5
	指定介護予防サービス事業者の指定 (749) (〃) 5
	指定居宅介護支援事業者の指定 (750) (〃) 5
◇ 調達公告	落札者の決定 (病院局総務課) 6

告 示

鳥取県告示第741号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成26年10月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所
鳥取市福部町湯山字高浜2164の961、2164の962、2164の966、福部町海士字高浜889の942
- (2) 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- (3) 解除の理由
道路用地とするため
- 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所
鳥取市福部町湯山字高浜2164の961
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第742号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年10月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
鳥取市大畑字村中126の2、129、899、900の1、902、903、字堤ノ元西平897、898
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第743号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年10月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
鳥取市青谷町早牛字鎌谷252、252の1、252の2、253、254、255の1、255の3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第744号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年10月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
八頭郡若桜町大字須澄字見内384、387から389まで、389の2、389の3、字岩伏554、555、555の1、556、564、566、569、572、573
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第745号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年10月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
八頭郡若桜町大字三倉字登り立4の31、8の58、8の47・8の48（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第746号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年10月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
東伯郡琴浦町大字大父字木地ノ上882の1、字美濃海997の4（次の図に示す部分に限る。）、997の190から997の192まで、997の201、997の202
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、琴浦町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第747号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成26年10月21日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成26年10月2日 鳥取県指令第201400086810号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市三軒屋町字島屋西
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
境港市小篠津町2550
有限会社ユミハマ・ファーム 代表取締役 野間 隆司

鳥取県告示第748号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年10月21日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社幸風	幸風デイサービスセンター福部	鳥取市福部町湯山400-1	平成26年10月1日	通所介護

鳥取県告示第749号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成26年10月21日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社幸風	幸風デイサービスセンター福部	鳥取市福部町湯山400-1	平成26年10月1日	介護予防通所介護

鳥取県告示第750号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、

同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年10月21日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
ジャパンケアサポート株式会社	ケアサポートセンターすわの郷鳥取	鳥取市扇町135	平成26年10月1日

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年10月21日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 デジタル一般X線撮影装置システム 一式
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 3 落 札 日 平成26年9月1日
- 4 落札者の名称及び所在地 東芝メディカルシステムズ株式会社鳥取出張所
鳥取市末広温泉町271
- 5 落 札 金 額 37,668,240円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入 札 公 告 日 平成26年7月22日
- 7 落 札 方 式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県立中央病院事務局経営課
及び所在地 鳥取市江津730